

○島根県警察県有物品取扱細則

(昭和56年 8 月 17 日 島根県警察訓令第15号)

島根県警察県有物品取扱細則（昭和33年島根県警察訓令第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 島根県警察における県有物品の取扱については、他の法令等で定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（総合管理）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察本部（以下「本部」という。）及び警察署において使用、支給又は貸与する物品の総合的管理を行う。

（給貸品の管理に関する事務の委任）

第3条 本部長は、前条の物品のうち支給又は貸与する物品（以下「給貸品」という。）の管理に関する事務を委任することができる。

（給貸品総合管理者）

第4条 前条による給貸品の管理に関する事務を行うため、本部に給貸品総合管理者を置く。

2 給貸品総合管理者は、警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

（給貸品の管理）

第5条 本部長は、給貸品の適正な管理のために必要な事項を別に定めるものとする。

（物品取扱主任）

第6条 本部の課、刑事部科学捜査研究所、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊、島根県警察機動隊及び島根県警察学校（以下「本部課等」という。）並びに警察署（以下「所属」という。）に物品取扱主任を置く。

2 本部課等の物品取扱主任は、次長（副所長、副隊長及び副校長を含む。）の職にある者をもって充てる。

3 物品取扱主任は、当該所属において使用する物品（給貸品を除く。）の管理に関する事務を行う。

（給貸品の返納）

第7条 給貸品総合管理者は、給貸品を返納しようとするときは、給貸品返納書（様式第1号）に当該給貸品を添えて物品分任出納員に返納しなければならない。

（検査）

第8条 本部長は、給貸品を含め物品の管理について必要があると認めたときは所属の使用物品及び関係帳簿の検査を行うことができる。

附 則

この訓令は、昭和56年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年11月 1 日 島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年 5 月 21 日 島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和63年 2 月 1 日 島根県警察訓令第 6 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成5年10月15日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成9年3月12日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式 〔略〕